

おり可決され、本十一日参議院において否決されましたため、両院協議会を開くこととなつたものであります。

両院協議会協議委員は、先ほどの本会議において議長より指名されました後、直ちに協議委員議長、副議長の互選を行いました。その結果、議長には私が、副議長には増岡博之君が当選いたしました。

引き続き、両院協議室に両院の協議委員が参集いたしまして、くじにより、衆議院側において議長を務めることになりました。

両院協議会においては、平成二年度一般会計予算外二案について、まず最初に、衆議院側から可決した趣旨について説明を聴取し、続いて、参議院側から否決した趣旨について説明を聴取した後、防衛関係費、社会保障関係費、公共事業関係費、税収見積もり、国民負担率、消費税及び財政再建等について各協議委員から意見が述べられ、協議が行われましたが、意見の一一致を見るに至らず、両院協議会としては、成案を得るに至らなかつたものとして、これを各議院にそれぞれ報告することとし、両院協議会は終了いたしました。

以上、御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) ただいま両院協議会協議委員議長から報告されましたとおり、平成二年度一般会計予算外二案につきましては、両院の意見が一致いたしませんので、憲法第六十条第二項により、本院の議決が国会の議決となりました。(拍手)

国土開発幹線自動車道建設審議会委員の選舉

○議長(櫻内義雄君) 國土開発幹線自動車道建設審議会委員の選舉を行います。

○北村直人君 國土開発幹線自動車道建設審議会委員の選舉は、その手続を省略して、議長において指名されることを望みます。

○議長(櫻内義雄君) 北村直人君の動議に御異議ありませんか。

○議長(櫻内義雄君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

よって、動議のとおり決しました。

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。

よって、動議のとおり決しました。

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。

よって、動議のとおり決しました。

○議長(櫻内義雄君) 議長は、國土開発幹線自動車道建設審議会委員に小渕恵三君を指名いたします。

○議長(櫻内義雄君) お詣りいたします。

参議院から、内閣提出、罰金の額等の引上げのための刑法等の一部を改正する法律案が回付されております。この際、議事日程に追加して、右回付案を議題とするに御異議ありませんか。

○議長(櫻内義雄君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

よって、日程は追加されました。

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。

よって、日程は追加されました。

罰金の額等の引上げのための刑法等の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

○議長(櫻内義雄君) 罰金の額等の引上げのための刑法等の一部を改正する法律案の参議院回付案

○議長(櫻内義雄君) 罰金の額等の引上げのための刑法等の一部を改正する法律案の参議院回付案

罰金の額等の引上げのための刑法等の一部を改正する法律案の参議院回付案

正する法律案の参議院回付案
〔本号末尾に掲載〕

〔本号末尾に掲載〕

○議長(櫻内義雄君) 採決いたします。

○議長(櫻内義雄君) 本案の参議院の修正に同意するに御異議ありませんか。

○議長(櫻内義雄君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

よって、参議院の修正に同意するに決しました。

委員長の報告を求めます。大蔵委員長平沼赳夫君。

日本開発銀行法等の一部を改正する法律案及び同報告書

国民金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案及び同報告書

日本開発銀行法等の一部を改正する法律案及び同報告書

貸付金を財源の一部として低利の貸し付けを行うことができるものであります。次に、国民金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、現在、国民金融公庫等において行っている進学資金貸付制度を教育資金貸付制度に改正し、進学時だけでなく、在学中に必要となる資金も貸し付けることができるようになります。

次に、国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、国際通貨基金の第九次増資に伴い、我が国が同基金に対する出資額の増額に応ずるための措置を講ずるもので、その内容は、政府が同基金に出資することができる金額の範囲を、現行の四十二億三千三百三十万特別引き出し権から八十二億四千五百五十万特別引き出し権に引き上げる等、所要の改正を行ふものであります。

次に、外国為替及び外貨貿易管理法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、国際的な資本交流の一層の円滑化を図る等の観点から、対内直接投資及び技術導入に関する外国為替及び外貨貿易管理法上の手続をより開放的で、かつ透明なものとするため、現行の事前届け出制を原則として事後報告制に改めるとともに、事前届け出に係る取り扱いの基準の明確化を図る等、所要の措置を講ずるものであります。

以上の四法律案につきましては、四月九日橋本大蔵大臣から提案理由の説明を聴取した後、直ち

に質疑に入り、質疑終了後、順次採決いたしましたところ、日本開発銀行法等の一部を改正する法律案、国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案及び外貨為替及び外貨貿易管理法の一部を改正する法律案については多數をもって、国民金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案については全会一致をもって、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

書〔本号末尾に掲載〕

〔桜井新君登壇〕

生産緑地法の一部を改正する法律案及び同報告書

委員長の報告を求めます。建設委員長桜井新君。

○議長(櫻内義雄君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決いたしました。

〔賛成者起立〕

〔本号末尾に掲載〕

生産緑地法の一部を改正する法律案及び同報告書

委員長の報告を求めます。建設委員長桜井新君。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決いたしました。

〔賛成者起立〕

○桜井新君 たゞいま議題となりました生産緑地法の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、市街化区域内において適正に管理されている農地等の計画的な保全を図ることにより、農林漁業と調和した良好な都市環境の形成に資するため、生産緑地地区の面積要件を五百平方メートル以上に引き下げるとともに、生産緑地の買い取り申し出ができる期間の開始時期を指定後三十年に延長するなど所要の措置を講じようとするものであります。

本案は、去る二月二十五日本委員会に付託され、三月八日大蔵建設大臣から提案理由の説明を聴取し、四月九日質疑を終了いたしましたところ

○議長(櫻内義雄君) の際、内閣提出、老人保健法等の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求める。厚生大臣下条進一郎君。

○國務大臣(下条進一郎君) 老人保健法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

〔國務大臣下条進一郎君登壇〕

○議長(櫻内義雄君) 採決いたします。

本格的な高齢社会に向けて、国民が健やかで安心して老後の生活を送ることができるよう、お年寄りの保健、医療、福祉全般にわたる施策の充実を図っていくことが重要な課題となつております。

そのため、「高齢者保健福祉推進十ヵ年戦略」を策定し、その推進を図っているところであります

が、老人保健の分野においても介護に関する総合的な体制づくりを行うとともに、老人人口の増加に伴い老人医療費の増大が見込まれる中で、国や

地方も、お年寄り自身も、制度を支える現役世代も、その費用の負担を適切に分から合い、制度の長期的安定を図ることとし、この法律案を提出した次第であります。

なお、本案に対しては、六項目の附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 日程第五、生産緑地法の一部を改正する法律案を議題といたします。

以下、この法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

第一は、老人訪問看護制度の創設であります。

心身の機能の低下した状態にある在宅のお年寄りに対する総合的なケアの体制を整備するため、

在宅のお年寄りが都道府県知事の指定する老人訪問看護事業を行う者から看護サービスを受けたときには、老人訪問看護療養費を支給する制度導入することとしております。

第二は、国及び地方公共団体の負担割合の拡大であります。

現在、国及び地方公共団体は、老人医療に要する費用の三割を負担しておりますが、今後の老人問題の中心的課題である介護的重要性にかんがみ、介護に着目して公費負担を拡充することとし、老人保健施設の療養費及び特例許可老人病院のうち政令で定める看護・介護体制の整った病院に係る入院医療費については、その割合を五割に引き上げることとしております。

第三は、一部負担の見直しであります。

現在一部負担の額は、外来の場合一月八百円、入院の場合一日四百円となっております。これにつきましては、老人と現役世代との負担の均衡、他施設や在宅の老人との負担の均衡、前回改定以来四年以上経過していること、高齢者の生活実態等を勘案し、定額負担制を維持しつつ必要な受診を抑制しない範囲でこれを改めることとし、外来については一月千円に、入院については一日八百円に改定することとしております。

また、将来にわたり、老人医療費に占める一部負担の水準を維持して老人と現役世代との間の負担の公平が確保されるよう、外来、入院それぞれ

され、一件当たり外来医療費及び一日当たり入院医療費の変動率をもとに算定した額が一定額以上の場合は、一部負担の額が改定される仕組みを法定することとしております。

さらに、初老期痴呆により痴呆の状態にある方も老人保健施設を利用できることとし、この場合の療養費の支給に関する規定を整備するため、健

康保険法等の改正を行うこととしております。

以上のほか、老人の心身の特性に応じた医療サービスの提供が行われるよう、看護の方法や介護用具の研究開発に努めること、また、医療の質の評価方法の研究に努めること、医療に要する費用の額の算定のあり方についての検討等を行うことと、病院における付添看護に関する施策の推進に努めること等についての規定を設けることとしております。

なお、この法律の施行期日は、本年七月一日としておりますが、老人訪問看護制度に関する事項、老人保健施設の利用者の拡大に関する事項等は平成四年一月一日、その他の事項は公布の日とししております。

以上が老人保健法等の一部を改正する法律案の趣旨でございます。(拍手)

○議長(伊東秀子君) ただいまの趣旨の説明に対する質疑の通告があります。順次これを許します。伊東秀子君。

○伊東秀子君 私は、日本社会党・護憲共同を代

表して、ただいま議題となりました老人保健法等の一部を改正する法律案について、総理並びに関係大臣に質問いたします。

政府は、医療費増加に伴う老人保健制度の財政

上の安定のため、費用負担の変更を中心とした今回の改正案を打ち出しています。しかし、残念ながらこの中には、国民が安心して生活できる老人医療の展望は全く見出せません。

老人保健審議会は、一九八九年十二月、「老人保健制度の見直しに関する中間意見」を取りまとめ、幾つかの点について改革と改善の方向性を示しました。その中で、公費負担の拡大に向けて早期に対処する必要があると明言し、生活の質の確保を老人医療の基本理念として打ち出しています。

この基本理念に照らし、現在の高齢者の保健と医療の実態はどうなっているか、現状の矛盾や問題点をどのように改善するのかについて、今回の改正案は何ら国民に具体的に示しておりません。そして、高齢者への負担増を持ち出しているのであります。費用負担を論ずる前には必ず、まず現在の老人医療が国民の必要にこたえているかどうか、日指すべき将来の展望とそれに至るプロセスを国民に明らかにすることこそ先決です。

総理府の世論調査においても、中高年の国民の八割以上が、将来への不安として老後の健康や医療、介護の問題を挙げています。万一本きりになつたら、老人性痴呆症になつたら、一体自分の介護はだれがしてくれるのだろうか、こんな不安を抱いていない国民は皆無です。こうした国民の不安にこたえるためには、政府はまず現状の問題

を精査し、改善の方向性と将来の展望を明示する中で、それにかかる費用負担を国民に明示すべきです。こうした展望を示してこそ、国民は受けられる給付との関係から、負担についても前向きに検討することができるのです。

そこで、総理にお尋ねします。

老人医療の充実は高齢者福祉政策の基本です。高齢化に伴う心身の機能低下は人間だれもが避けられないものであり、老人医療も、本来公費負担による保健、福祉と密接不可分な関係にあります。したがって、老人保健制度も、公費が主、保険が従のシステムをとるべきです。七割を保険者が拠出し、三割が公費負担という現在の構造こそ問題であり、老人保健制度における國の政策の貧困さを示しています。本格的高齢化社会の到来を前にして、老人保健制度における公的責任について、総理の明快な御所信をお伺いいたしました。

(拍手)

一昨年、政府は、在宅福祉を中心としたゴールドプランを打ち出しました。老人医療が本来持つ福祉的性格を考えるとき、何ゆえに政府は老人医療についてゴールドプランから除外したのか、国と自治体の責任を明確にした高齢者保健医療のゴールドプランを打ち出すべきだと考えますが、その点について総理のお考えを伺います。

さらにまた、介護体制の充実を真剣に考えるのであれば、一般病院、精神病院、老人病院をも含めた医療の質、看護・介護水準の引き上げについて、具体的改善の方向性を示すべきだと考えます。これらの段階的改善策についてお答え願います。

最後に、今回新設予定の訪問看護制度を含め、看護や介護の充実のために早急なマンパワーの

号外 報官

確保と充実が必要です。社会党は、高齢化に伴う保健、医療、福祉マンパワー確保のための緊急方策として、給与水準の引き上げや労働時間の短縮、労働環境、福利厚生の改善を主たる内容とする特別立法、人材確保法の早期制定の必要を訴えています。これに対する総理の御所見を伺います。

さらにまた、これまでの医療法による病院の法定人員及び診療報酬体系における職員配置基準を抜本的に改善し、看護や介護に対する評価を高くしたものに改めること、また、ホームヘルパーや社会福祉施設職員について、措置費の体系など条件の早期改善が必要と考えます。これらに対する所信をあわせてお答えください。(拍手)

次に、改正案の具体的部分について伺います。まず、公費負担割合の引き上げについて。政府は今回、従来の三割の公費負担を五割に引き上げる対象として、老人保健施設の療養費と、特例許可病院のうち介護力強化病院、基準看護承認病院の医療費のみに限定しました。介護に着目して対象を限定したため、今回の改正案で公費負担割合が引き上げられるのは、老人医療費の一部にすぎず、およそ老人医療費全体への引き上げからはほど遠いものとなっております。高齢者の負担が増加して、公費負担の引き上げ幅が全く不十分な今回の改正案は、本来の老人医療のあり方に逆行するものであり、到底国民は納得できません。老人医療の本質が個人の努力ではどうしようもない生理的機能低下によるものである以上、国の責任と負担を第一義とするべきと考えるからです。そこで、大臣にお伺いいたします。

今回の改正により老人医療費に占める公費負担

割合は幾らとなるか。ゴールドプラン達成時の平成十一年度にはそれはどう変化するか。本来、公費負担割合の引き上げは老人医療費総額を対象とするべきと考えますが、引き上げ対象を老人医療費全体に拡大していく将来の展望について、具体的な段階的施策をお示しください。

「一番目に、患者の一部負担引き上げについてでございます。

政府は、今回の改正により、老人医療費合計に占める一部負担比率を現在の三・二%から五%程度まで引き上げを図ったと言つております。患者の一部負担については、医療サービスの質の改善や公費負担の拡大とあわせて、総合的観点から考えられなければならないません。特に、今回の引き上げは、入院費の倍増など高齢者の生活実態への考慮が余りにもなされておりません。

厚生省の最新の国民生活基礎調査によれば、年間所得三百万未満の高齢者世帯が約八割を占めており、公的年金や恩給のみで生計を立てている世帯が約五割となっております。老齢基礎年金受給者の平均月額が三万一千五百七十二円であることを考えれば、月額二万四千円の負担は、年金のおよそ八割を占めることになります。高齢者が病気によると、一入院率は高く、入院期間も長くなっています。その上、入院のとき必ず支払わなければならぬおむつ代や雑費、付添看護料等を含め、保険外負担は、厚生省発表でも月額平均二万二千五百円と高額です。実際の保険外負担はこれよりも高く、現在でも、老人が入院した場合十万円前後の支払いを余儀なくされているのが実情でございます。

そこで、大臣にお伺いいたします。

そこで、大臣にお伺いいたします。

問題の多いこれらの保険外負担については本来解消を図るべきものと考えますが、政府の今後の検討の方針性についてお示しください。

一般に、老人は合併症など複数の病気を持つケースが多く、早期治療が最も大切です。現在でも、高齢者の有病率と受診率の比率は三対一となっており、受診が抑制されている中で、今回の大幅な引き上げは、より一層高齢者の受診を抑制し、病気を重くすることにつながりかねません。

一部負担の引き上げについては金額の見直しが必要であると考えますが、政府の見解を示してください。

三番目は、一部負担額のスライド制導入についてでございます。

改正案の大きな問題点は、患者の一部負担額につき医療費スライド制を新たに設けた点です。從来、一部負担額を改定する場合には、法律の改正により行つてまいりました。一部負担の引き上げにプラスされた今回の自動スライド制導入は、経済的不安の大きい高齢者の生活実態を無視し、患者にとってわかりやすい明白な費用という観点からいつても問題です。給付はともかく、国民負担についての自動スライド制導入について、およそ国民的合意はできておりません。今回のスライド制導入が、将来社会保険料や初診料、あるいはさまざまな施設の利用費などその他の負担にも波及する危険性が高いことを考えれば、医療費

問題の多いこれらの保険外負担については本来解消を図るべきものと考えますが、政府の今後の検討の方針性についてお示しください。

最後に、老いに対しても暗いマイナスイメージを与えているのは、政府の医療、福祉政策の貧困さと高齢者切り捨ての政策によるものです。訪問看護制度の創設など一定の評価すべき点もあるとはいえ、今回の老人保健法の改正案もやはりその延長線上にあると私は考えます。

以上のように、積極的提案も含めて幾つかの問題点を指摘いたしました。政府は、公的負担の引き上げ、一部負担額、スライド制導入の三点について大幅な修正に応する用意があるかどうか、総理の見解を明らかにしてください。

本来歓迎すべき長寿社会の到来に向けて、国民が最後まで人としての喜びと誇りを持って生活できる、そんな政府の高齢者医療政策の充実を望み、私の代表質問を終わります。(拍手)

○内閣総理大臣(海部俊樹君登壇)
〔内閣総理大臣海部俊樹君登壇〕
伊東議員にお答えをいたします。

現在の老人保健制度は、社会保険方式を基本としつつも、公費負担は既に相当の水準で行っておるところであります。公費負担は既に相当の水準で行っておるところですが、今回の見直しに当たっては、介護の重要性にかんがみ、老人医療費の中でも介護的要素の強い部分に対する公費負担割合を引き上げる措置を講じておるところであります。

「高齢者保健福祉推進十か年戦略」いわゆるゴールドプランを政府は策定するとともに、老人福祉法などの改正を行つて、平成五年度から各自治体において保健福祉計画を策定し、国でもこれを支援し、老人訪問看護制度など新しい施策を盛り込むことによって、御指摘の趣旨である保健、

医療、福祉にわたる総合的な施策の展開が図られるものと考えております。

また、病院における介護体制の充実については、昨年の診療報酬改定におきましても看護や介護に重点を置いたところであります。

また、老人医療におけるサービスの質に関する評価方法の研究の推進を図るとともに、人材確保については、御指摘のとおり必要性は高まっています。このため、処遇改善、就業の促進、養成能力の充実強化、イメージアップなど総合的に施策を展開して、保健、医療、福祉マンパワーの確保に努めてまいりたいと考えておりますし、適切な配置が行われるようにもちらん配慮もいたします。

いざれにしても、病院における看護・介護の方については、今後とも十分に検討をしてまいりたいと考えております。

ホームヘルパーや社会福祉施設職員の処遇につきましては、従来よりその改善には意を用いてまいりましたが、平成二年では、ホームヘルパーについては手当額の引き上げ、活動費の増額、福祉施設職員の方については、施設の運営費である措置費において労働時間の短縮や主任寮母制度の創設などの措置をとり、改善を図ることいたしております。

今回の老人保健法改正は、健やかで安心できる老後生活を確保するためのものであり、地域における総合的な介護システムづくり、現役世代の負担軽減による老人保健制度の長期的安定を図ろうとするものであります。この改正に盛り込まれた内容は、政府としましてはいざれも緊急に取り組む必要のあるものと考えており、内容も最善であると考えておりますので、関係委員会において速くお答えおります。

やかに十分な御審議をいただきますようお願い申し上げる次第であります。

残余については、担当大臣から御答弁いたします。(拍手)

〔國務大臣下条進一郎君登壇〕

○國務大臣(下条進一郎君) 伊東議員にお答えいたします。

総理から全体の御答弁がございましたが、個々の問題につきまして御答弁を申し上げます。

今回の改正により、老人医療費に占める公費負担割合は幾らとなるか、こういう御質問が第一点でございます。

現在、老人医療費については、その給付費の三〇%を公費負担しておりますが、今回の改正によりまして、この公費負担割合は一・二%増加いたします。

しまして、また、金額にいたしまして、いざれも満年度ベースでありますけれども七百五十億ふえます。

まして、結果的にはその割合は三一・二%程度になるものと見込んでおります。

次の御質問でございますが、次は、ゴールドプラン達成時の平成十一年度には老人医療費に占める公費負担割合はどう変化するかという御質問だと思います。

次が、保険外負担については本来解消すべきのと考るが、どう検討しておるか、その方向はどうか、こういう御質問でございます。

いわゆる保険外負担の問題につきましては、從来から不適当な負担の是正に努めてきておりまして、例えば差額ベッドにつきましては、三人室以上

将来の公費負担割合につきましては、不確定な要素も多く、一概に申し上げることは困難ではな

いかと思います。しかし、今回公費負担拡大の対象としております老人保健施設につきましては、

今後大幅な整備を図ることとしており、また、介護体制の整った老人病院につきましてもその普及

を図ることとしておりますので、今後これらの施設の整備普及に伴い、結果としては公費額はふえ

ていくものと見込んでおります。

努力してまいる所存でございます。

第三問は、本来公費負担割合の引き上げは老人医療費総額を対象とすべきと考えるが、引き上げおりまして、また、税財源から充当されている公費割合を一律に引き上げるよう制度を改正することには不適当ではないかと考えております。

今回の改正では、このような考え方を基本としつつ、あわせて、国庫助成措置の拡充により、現役世代の負担が約二千六百億円、健保組合等の場合では被保険者一人当たり年間六千六百円軽減し、こうしたことを通じて老人保健制度の将来にわたる運営の安定化が図られるものと考えております。

役世代の負担が約二千六百億円、健保組合等の場合では被保険者一人当たり年間六千六百円軽減し、こうしたことを通じて老人保健制度の将来に

わたる運営の安定化が図られるものと考えております。

次が、一般的に老人は合併症など複数の病気を持つケースが多く、早期治療が最も大切である、いろいろな問題があるのでこの一部負担の引き上げ

については額の見直しが必要と考えるがどうかとお尋ねでございます。

老人の一部負担につきましては、現役世代と老

人の負担の均衡、在宅療養や他の施設との均衡等を勘案いたしまして見直しを行うこととしておりますが、前回改定から御承知のようにもう四年以

上経過しておりますことや、老人の消費支出の状況から見ましても、無理のない範囲での改定であ

り、これにより必要な受診が抑制されることはな

いのではないかと考えております。

次の御質問は、患者の一部負担額の医療費スライ

イド制は、経済的不安の大きい高齢者の生活実態を無視しておる、したがって、この医療費スライ

ド制導入は到底認められないがどうだ、こういう御質問でございます。

今回の一部負担の見直しにおきましては、お年寄りにとってわかりやすい定額負担方式を維持して

ておりますが、その方式では、老人医療費全体に占める一部負担の割合が逐年低下してまいりま

す。たとえば差額ベッドの解消を指示しております。ま

た、付添看護につきましては、入院医療管理承認

病院や老人保健施設など付添看護を必要としない

施設の普及を今図っております。このほか、お世話料などあいまいな名目での徴収を行わないよう

に指導をいたしております。これらを通じまして、

今のような方向をさらに推進するよういたして

おります。今後ともこれは是正のため、さらに一層努力してまいります。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 大野由利子君。

〔大野由利子君登壇〕

○大野由利子君 私は、公明党・国民会議を代表し、ただいま提案されました老人保健法の一部を改正する法律案について、総理並びに関係閣僚に質問を行います。

最近、老人性痴呆疾患に関する厚生省の研究班が重大な発表を行いました。それによると、老人性痴呆疾患の患者数は、平成二年度において、入院、入所が約二十九万三千人、在宅患者が約七十三万九千人、合計は百万人を上回り、平成十二年には約百五十万人になるとしてあります。これはこれまでの推計を大きく上回るものであり、これまでの政府の老人医療や介護政策の見直しを迫る重要な内容を持つております。

こうした状況の中で、我が国の老人医療や介護は依然として後進国たる状況を示しております。寝たきりの妻を看病に疲れ果てた夫が殺害とか、老いた母親の介護に疲れ果てた娘が母を殺して、みずからは自殺というような悲しい事件が後を絶ちません。核家族化が進む中で、介護をする側の子供や配偶者が既に六十代、七十代となり、老人が老人を介護するという二階建て現象が急増しません。共倒れの悲劇をさらに増幅しかねない状況となっております。

入院させようとしても病院は老人でいっぱい、やっと入院できても何人もの雑居部屋に押し込められ、カーテンで仕切つてはあっても、排せつの音もにおいも筒抜け、看護婦や介護人が少ないがゆえに、寝かせきりやベッドへの縛りつけ、そして薬づけ等、経済大国たる我が国にふさわしからざる老人医療の実態です。

このような老人医療のおくれは、政府のこれまでの老人福祉の軽視と、近年の厳しい医療費抑制政策がもたらしたものと言つても過言ではありません。

我が国が三十年後には人口の四分の一が六十五歳以上の老人となり、三人で一人の老人を支えるという高齢化社会危機論がまかり通り、政府は老人医療費の抑制に躍起になっております。しかし、労働省の試算による、今後ますます女性や高齢者の就労人口が増加し、労働している人が労働していない人を扶養する比率はほとんど変わりがないと言われております。また、OECDの一九八九年の資料によれば、我が国の一当あたりの医療費は、先進国二十四カ国中十四番目という極めて低い水準にあり、医療に対する公的投資が極めて不十分であることは歴然としております。医療費の抑制が看護婦やリハビリなど医療従事者の不足を生み、介護力不足が諸外国の平均三倍以上もの長期入院につながり、結果的に医療費を必要以上に押し上げるという悪循環をもたらしている現実を政府は深く認識をすべきであります。

政府の御意見番である小山田男老人保健審議会会長も、果たして医療費が安いことがいいことなのかという問題もある、汚いベッドで大勢詰め込んでいる病院もある、野戦病院ではないのだから、もう少し人間らしく過ごせる医療資源の配分方法があると思う、経済大国にしては病院を初めて、政府はどう対応するのか。

以上三点について、総理の御所見をお伺いいたします。

次に、老人保健法の一部改正案の具体的な内容について、厚生大臣にお尋ねいたします。

今回の改正案は、老人保健制度に対する多くの国民の期待を裏切った内容になつております。

第一に、お年寄りの負担について、入院が現行の四百円から八百円へと二倍、外来が八百円から一千円へと約二五%も引き上げる内容になつています。政府は、果たしてお年寄りの医療費の実際の負担を正確に把握しているのでありますでしょうか。

第一は、政府の老人医療、介護政策の実施によって受けられるサービスの具体的目標を明確にすべきであります。マクロ的な供給目標のみならず、それによって一人一人の要介護者がどのように医療、介護サービスを受けられるようになるのか、また、それをいつまでに達成するのかなど、具体的目標を示していただきたいと思います。

第二に、これから二十一世紀の高齢化社会を考えるのは、看護婦等のマンパワーであります。これなしには、ゴールドプランも含めて、絵にかいたものになってしまいます。マンパワーの確保は、思い切った待遇と労働条件の改善なしには困難であり、このための対策をどのように講ずるのか、診療報酬の改善も含め明確にすべきであります。

第三に、老人医療、老人福祉の充実のために、総合的な施策が必要であることは言うまでもありません。家族介護者の負担軽減のための介護休暇と介護手当、そして、高齢者や障害者の自立を助ける介護福祉機器の開発と普及などについて、政府はどう対応するのか。

以上三点について、総理の御所見をお伺いいたします。

今回改定案は、老人保健制度に対する多くの公費負担を主張してきましたが、その五割公費負担が介護力を強化した一部の老人病院と老人保健施設にのみ限定されたことは、大きな問題であり、政府の老人保健制度の充実に対する姿勢そのものが問われると言わざるを得ません。お年寄りの負担増が約一二百億円であるのに対し、公費負担増は七百五十億円しかなく、一部負担を除いた公費負担の割合も、現行の三〇%から三一・二%に、将来的にも二三五%程度にしかならないのであります。しかも、政府の国庫負担は、現行より八十億円も軽減する仕組みになつております。これ

で果たして老人医療が充実するのか、まことに疑問であります。現在の老人医療の質的転換を図り、かつ老人保健制度の安定を図るためにも、公費拡充の対象の枠を一般病院等にも拡大するとともに、新設する老人訪問看護制度に対しても五割公費負担を行うべきであると思いますが、御所見をお伺いいたします。

第三に、老人訪問看護制度の創設についてあります。

これは、内容と普及の度合いによっては、現在寝たきり老人等を抱える家庭に幾ばくかの光明を与えるものであると思われます。しかし、在宅寝たきり老人約二十二万人、在宅痴呆老人約七十四万人のうち、どれだけの方々が恩恵を受け、かつどれだけの看護サービスを受けられるのでしょうか。厚生省が予定している潜在看護婦などを活用できない上、現在のような安い訪問看護料では人を集めることは困難であり、事業としても成立するかどうか、利用者が支払う利用料という名の一部負担がどの程度になるのかを含め、明確な御答弁をいただきたいと思います。

第四に、老人訪問看護事業の一員とされている理学療法士や作業療法士は、老人介護等に不可欠な存在であります。現在医療現場においても極めて数が少なく、在宅医療で確保することは困難な状況であります。今後どのように育成し、確保していくのか。また、訪問看護制度は、昨年スタートしたゴールドプラン十ヵ年計画の中のホームヘルパーや在宅介護支援センターとの連携、協力があつて初めて医療と介護の整備拡充が可能となります。が、一元化への道程を明確にしていただ

きたいのであります。

スの整備、老人保健施設、特別養護老人ホーム等の施設整備など、平成十一年度までに整備すべき具体的な数字を挙げての目標を掲げて、事業の推進に努めておるところであります。

そのため、看護婦さんたちの役割は、御指摘のとおりますます重要なものとなってきております。待遇の改善、就業の促進、養成力の拡充強化、イメージアップなど総合的に施策を推進してまいりますし、また、診療報酬における看護の取り扱いにつきましては、今後とも適切に対処をしてまいります。

介護休暇についてお触れになりましたが、今後とも介護休暇制度の普及促進を図ってまいります。

介護手当についてもお触れになりましたが、今回の老人保健法改正案において、訪問看護制度の創設を提案しておりますところであります。介護手当については、それがどのような趣旨、目的で行われるのか、また、同居者が欧米に比べて極めて高い我が国において、その効果がどのように及ぶのかなどを慎重に見きわめながら検討すべきものと考えております。

また、高齢者や障害者の自立を助ける介護福祉機器の開発と普及についてどう対処するかとお尋ねであります。改定案においては、その研究開発の推進に努める旨を新たに規定しており、今後さらに積極的にその開発普及に取り組んでいく所存であります。

その次は、公費拡充の対象の枠の拡大、こういいうポイントでございます。

今回の改定においては、お年寄りの介護の要素に着目いたしまして、公費負担を拡充することとしております。改定案においては、その研究開発の対象として、その性格、機能、職員の配置等から見まして、お年寄りの心身の特性に応じた適切な介護が行われる施設、病院について公費負担拡大の対象としておるところでありますし、その範囲については妥当、適切なものと考えております。

〔國務大臣下条進一郎君登壇〕

○國務大臣(下条進一郎君) 大野議員にお答えいたします。

最初にお話がございましたのは、保険外負担と一部負担の引き上げの問題についてでございま

る住宅と周辺環境の整備が相まって先進国の物まねあるいは在宅医療は安上がりとばかり進めても、効果を半減させるばかりか、住宅構造そのものがお年寄りの事故の原因となつて、寝たきりやけがを再生産しかねない状況です。現在、住宅改善の低利融資や税額控除がありますが、不十分であります。東京都の江戸川区が行つておりますお年寄りや障害者のためのおふろやトイレの改造及び車いすで移動するための住宅改造費用を全額

あるいは相当分を補助する仕組みを、國の制度としてもつくるべきであります。あるいはまた、今後の住宅設計に当たつてはそうした配慮をあらかじめ行うよう法改正や指導をすべきであります。

お年寄りや障害者のためのおふろやトイレの改造費用を全額

あります。東京都の江戸川区が行つておりますお年寄りや障害者のためのおふろやトイレの改造費用を全額

(拍手)

明るい活力ある長寿・福祉社会を建設していくことを申し上げます。

その目標は、平成元年十二月に策定しました「高齢者保健福祉推進十ヵ年戦略」であります。ここにおいては、ホームヘルパー等在宅福祉サービ

〔内閣総理大臣海部俊樹君登壇〕

○内閣総理大臣(海部俊樹君) 大野議員にお答え

いたします。

わたって質問をいたしましたが、現代に生きる私どもの英知と努力を結集して、長寿社会を心から喜び合える社会に築いていくことを熱望し、私の質問を終ります。(拍手)

また、高齢者や障害者の自立を助ける介護福祉機器の開発と普及についてどう対処するかとお尋ねであります。改定案においては、その研究開発の推進に努める旨を新たに規定しており、今後さら

に積極的にその開発普及に取り組んでいく所存であります。

残余は、関係大臣から御答弁いたさせます。

(外) 号

次は、老人訪問看護制度の対象者及び看護サービスの具体的な程度はどうか、こういふお尋ねでございます。

老人訪問看護サービスにつきましては、積極的にその普及を促進していくこととしておりまして、在宅要介護老人全体の三割程度が今後この制度によるサービスを受けられるものと見込んでおります。また、訪問看護サービスの運営基準は関係審議会の意見を聞いて定めることとなっておりますが、おおむね週一回から二回程度の訪問看護が行われる考え方であります。

その次が、老人訪問看護制度の看護職員の確保及び利用料の程度の問題でござります。

老人訪問看護制度に必要な看護職員の確保につきましては、いわゆる潜在看護婦の方々の活用といふことに力を注いでいかないと考えており、ナースバンクの充実や訪問看護婦養成指導者講習会の実施等によりまして、訪問看護職員の確保に努力してまいり所存でございます。また、老人訪問看護費の額につきましては、中央社会保険医療協議会の意見を聞きまして、看護婦の入件費等を含めた適切な額を定め、老人訪問看護制度の円滑な実施を図つてまいりたいと考えております。利用料の額につきましては、中央社会保険医療協議会等の意見を聞いて定めることとしておりましたが、老人医療の外来一部負担金の額、訪問看護の利用の状況等を勘案いたしまして、いずれにいたしましても適切な額にしたいと考えております。

次は、理学療法士や作業療法士は在宅介護に不可欠であるが、現在、医療現場においても極めて数が少ない実情から、在宅医療を確保することは

困難ではないか、その育成、確保はどうするか、こういふお尋ねでございます。

理学療法士、作業療法士については、従来から需給計画を策定し、その養成、確保を進めているのでありますが、医療の高度化及び「高齢者保健福祉推進十か年戦略」の実施など、新たな需要要因が見込まれているところであります。このため、現在、在宅療養を含め、保健、医療、福祉の諸分野にわたる理学療法士、作業療法士の需要に対応すべく需給計画の見直しを進めているところであります。

次に、老人訪問看護事業を進めるに当たっては、昨年スタートしたゴールドプランの中のホームヘルパーや在宅看護支援センターとの連携、協力が不可欠と考えるが、その道程を明確にされましても、これはぜひお認めいただきたい、このようになります。

老人訪問看護制度は、在宅ケアの一環といひ、こういふお尋ねでございます。このたまに、高齢者や障害者のためのふる、トイレ等の住宅改修のとともに提供される必要があります。このため、老人訪問看護のための運営基準の設定に当たつても、在宅介護支援センターや市町村に設置されます高齢者サービス調整チームにおきまして、在宅福祉サービスとの連携、各種サービスの総合的な調整を図り、保健、医療、福祉の確保が図られるよう十分配慮しまして、その実現のために、逐年具体的に推進してまいりたいと考えております。

次が、在宅医療を可能にするためには、現在ある住宅改善の低利融資や税額控除では不十分であるとの他の例からいって、その改造のたまに、東京都その他の例からいって、その改造のたまに補助する仕組みを国の制度としてつくるべきではないか、こういふお尋ねでございます。

住宅の増改築に要する費用につきましては、増改築後の設備が個人の所有に帰するものと考えております。厚生省いたしましては、高齢者や障害者の方々に配慮した住環境の整備を図るため、引き続き、住宅増改築資金貸付制度の充実や住宅増改築相談体制の整備等に努めてまいりたいと考えております。

また、スライド制の問題のお尋ねがございましてから、これはぜひお認めいただきたい、このように考えております。(拍手)

○國務大臣(大塚雄司君) 大野議員からお尋ねがございました。

高齢者や障害者のためのふる、トイレ等の住宅改修費の全額または相当分を国庫補助の制度としてはどうか、こういふお尋ねでございました。

ただいま厚生大臣からもお答えがございましたが、建設省いたしましても、高齢者や障害者の身体機能やニーズに配慮をしながら、その居住の安定を図ることは重要な課題と認識をいたしております。このため、公営住宅におきましては、高齢者や障害者向け住宅の供給及び優先入居、既設住宅を高齢者等に配慮した構造、設備に改造する場合の費用の補助、あるいはまた住宅金融公庫に

おきましては、高齢者、身体障害者用設備設置工事及び住宅改良工事等に対する割り増し貸し付け等を実施しておるところでござります。特に平成三年度におきましては、公庫融資の拡充を図るとともに、今後建設する公営住宅につきましては、段差の解消や手すりの設置などのバリアフリー化を進めるとともに、中層住宅のエレベーター設置に対する補助の拡充等を行おうといたしております。

次に、住宅設計に当たつて高齢者または障害者への配慮を義務づける法改正や行政指導を行うべきではないかということでございますが、高齢者や障害者に対する適切な設計のあり方につきましては、障害の種別や程度がさまざまにございまして、また、建物の用途や規模などの個別の状況に応じて決める必要があるために、一律に建築基準法を改正するような義務づけを行うことにつきましては慎重に検討する必要があると考えております。しかし、従来から身体障害者に配慮した建築設計指針の普及等がありまして、常に適切な設計がなされるよう建築士等の指導を行つてきました。今後とも、特に高齢者のための適切な設計の確実な実施をしてまいりたいと存じます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 柳田稔君

○柳田稔君 私は、民社党を代表して、ただいま議題となりました老人保健法等の一部を改正する法律案につきまして、総理並びに厚生大臣に質問いたします。

日本の平均寿命は、男性が七十五・九歳、女性が八十一・七七歳と、男女ともに世界一の長寿国となりました。しかし我が国は、国民が本当に長寿を心から喜べる社会となっているとは思えま

せん。経済企画庁が本年三月に発表した調査によれば、七〇・四%の国民が自分の老後に明るい見通しを持つことはできないと答えております。老後の不安を払拭し、心身ともに快適な生活を送ることのできる社会を築くことは極めて重要な課題であり、これにこたえることは政治家の責務と信じます。

今回提出されました老人保健法等改正案は、国民の願いに逆行し、老後に対する国民の不安をますます増大させるものであると言わざるを得ません。私は、この観点に立って、以下数点にわたり政府の所見を求める。

まず、公費負担率の引き上げについてですが、御案内のとおり、我が国は、世界でも例のないスピードで急速に人口高齢化への道を歩んでいます。一九九〇年には六十五歳以上の一人のお年寄りを十五歳から六十四歳までの五・八人で支えていたものが、二〇〇〇年には四人で一人を、二〇二〇年には二・五人で一人を支えていかなければなりません。

高齢化の進行に伴い、老人医療費も、今後長期的に上昇を続けていくことが確実と見られています。昭和六十年から平成元年までの五年間に、国民所得の伸びは二・六%でしたが、老人医療費は、これをはるかに上回る三六・六%も上昇いたしております。

一方、老人医療費の増加は、既に被用者保険に極めて過重な負担を強いています。千八百十八ある健康保険組合の三六%に当たる六百五十四の組合は既に赤字で、その主たる要因は老人保健への提出金にあり、このまま老人医療費が伸び続けば、被用者保険各制度の財政基盤は根底から揺ら

ぎ、医療保険制度そのものの崩壊につながりかねない危険性を秘めています。今後、老人医療制度を長期的に安定させ、適正な医療を確保していくためには、国の責任と負担を強化する方向での制度改革が必要不可欠です。

政府は、消費税を導入するに当たり、高齢化社会への対応をその理由として挙げておきました。

しかし、消費税が導入された後も、公費負担が一向に拡大されないのはいかなるわけによるものでしょうか。政府案では、わずかに介護部分のみ公費負担率を三割から五割に引き上げるとされていましたが、すべての老人医療費について三割から五割に引き上げることが、今回の改正のままで前提となるべきであります。この点について総理の決断を強く求めるとともに、御見解を賜りたいと存じます。

次に、一部負担の問題について伺います。

政府案では、患者一部負担を外来一月八百円から一千円に、入院一日当たり四百円から八百円に、それぞれ引き上げようとしたと提案しています。またあわせて、今後の患者一部負担については、老人医療費の伸びに合わせて引き上げることのできる仕組みを導入しようとしています。私は、これらの内容には次の二つの大きな問題があると指摘せざるを得ません。

第一は、引き上げ幅、特に入院負担の問題です。

もちろんお金が天から降つてくるわけではありません。私は、医療費の増大という状況と世代間の負担の均衡ということを考慮すれば、適正な一部負担は行わなければならないと考えますし、

そこで引き上げ幅、特に入院負担について伺います。

我が国の医療保険制度は、昭和二年発足の健康

し、今回の引き上げは、お年寄りの負担能力を考慮してまいりましたが、各種制度に分立している場合、余りにも大幅です。特に、入院の負担

を

年寄りの方々にとって深刻な問題となつてしまります。施設と病院との負担の公平化を図るというのが政府の考え方であると承知しておりますが、病院の場合、差額ベッドや付添看護料あるいはおむつ代といったいわゆる保険外負担が存在し、これが大きく家計を圧迫しているのが実情です。これららの改善が一向になされないままに入院費を倍増するということについては、再検討すべきだと思いますが、海部総理の御所見をお伺いいたします。

第三は、今後、国会による審議を行うことなしに一部負担金を自動的に改定できるようにしようとしている点についてです。

いざ病気になったとき、国民のだれもが負担可能な金額で安心して医療を受けることができるというものが社会保障としての医療政策の根幹です。そして、その負担をどのように分から合っていくのかということを決めるのが政治の役割です。患者の一部負担金の額を、負担能力のいかんにかかわらず、老人医療費の伸びにスライドして国会のチックもなしに引き上げていくというのは、医療保険財政のみに着目したテクノクラートの発想であり、このような政府・自民党の姿勢は、ナショナルミニマムを保障するという福祉国家建設路線をみずから放棄したものと考えざるを得ません。政府に対して、このような医療費スライドによる老人医療費の一部負担改定方式の撤回を求める総理の明快なる御答弁をお願いいたします。

我が国は、確かに医療技術は世界一流でも、三

時間待つて三分診療とか冷たい給食という言葉に

対する批判は根強いものがあり、治療を受ける側がちな状況のもとで、患者サービスの質の低さに立った医療制度の整備を進める必要があります。これに伴い、住みなれた自宅で療養生活が送れるようになるため、訪問看護、訪問リハビリテー

ション等の普及を図るとともに、在宅療養を支え

る新しい医療技術の開発促進や保険の適用等を進めいくべきであると考えます。

以上二点について政府の方針を厚生大臣からお聞かせいただきたいと思います。

最後に、総理にお尋ねいたします。

民社党は、昭和三十五年の結党に当たり、福祉国家の建設を目標に掲げました。当時、この我が

党の目標に対し、与党からは、「傷かなくとも食べていける」怠け者の社会をつくるものだと批判され、また、他の野党からは、資本主義の延命に手

をかすものだと攻撃されたのであります。ところ

が、現在、福祉の充実を各党とも唱え、民社党の主張が正しかったことが立証されております。

しかし、人口の高齢化がさらに進む場合、将来の社会保障は本当に約束されているのか、今国民の不安が高まっています。

消費税の導入の論議に当たり、民社党は福祉ビジョンの提出を政府に求めました。これに対して政府は、長寿・福祉社会実現の施策の基本的考え方と目標と題する福祉ビジョンを昭和六十三年十月に国会に提出しました。政府が単年度予算主義や審議会の審議経過など種々の制約の中から福祉

ビジョンを出したことについて、我が党はこれを評価するのですが、このビジョンは、財政計画を具体的に示していないこと、年次計画が示されていないこと、介護サービスの充実についての問題認識が薄いことなどの問題があり、十分なものではありません。

また、昨年からスタートした政府の「高齢者保健福祉推進十カ年戦略」は、依然として厚生行政の範囲内にとどまっています。特に、高齢化社会に新たに必要となる財源を具体的にどう賄ってい

くかが明らかになっていない限り、国民の不安を解消することはできません。

今後の高齢化社会において政府が提供する福祉サービスの水準と、それに要する費用負担のあり

方を示した新たな福祉ビジョンを提示すべきであると思いますが、総理の明快な答弁を期待して、私の質問を終わります。(拍手)

○内閣総理大臣海部俊樹君登壇

○内閣総理大臣海部俊樹君 柳田議員にお答えを申し上げます。

現在の老人保健制度は、社会保険方式を基本としつつも、老人医療に対する公費負担割合は既に実質的にはかなりの水準に達しておりますが、今回改正是、老人医療の中の介護的要素に着目をして公費負担の割合を引き上げることといたしましたのであります。

また、今回の改正案による一部負担の見直しは、保険外負担の改善に取り組むこととあわせて、世代間の負担の公平の観点から、必要な受診を抑制しない範囲内で行うものでありますので、どうぞ御理解をいただきたいと思います。

スライド方式については、このような観点から、老人医療費に占める一部負担の割合を維持し、将来にわたりお年寄りと現役世代の間の負担の公平が確保されるようにしたるものであります。

私は、これは必要な措置であると考えております。

三問目になりますので、順次答弁させていただきます。

第一問は、政府は医療保険制度の一元化につい

てどのような見通しを持っておられるかということです。

今後の本格的な高齢化社会における医療を受けられるようにならなければなりません。

そのためには、医療保険制度の長期的安定を図って、将来にわたりお年寄りと現役世代の間の負担の公平化が大きな課題であると考えております。

給付と負担の公平化については、関係者間でさまざまな意見があり、これまでも関係審議会で御審議、御議論をいたしてきたところであります

が、そこでは、「当面は給付と負担の公平に向け各制度内で所要の調整等の方策を検討し、その上で、医療保険制度の将来構想について検討を進めるべき」との御意見をいたしているのであります。

また最後に、福祉国家のビジョンと費用負担の考え方を明らかにし、年金、医療、福祉等について

て具体的に掘り下げた目標をお示ししたところであります。さらに、平成元年十一月には、いわゆるゴールドプランを策定し、高齢者の保健、福祉の分野における具体的な数値を挙げての目標を掲げて、サービスの充実に努めているところであり、また、国民の皆さんの負担については、長期的にはある程度の上昇は避けられないと考えられます。

ですが、第二次行政改革審議会答申の趣旨を踏まえ、その上昇を極力抑制すべく、今後とも、既に示したビジョンに従って最大限の努力を払ってまいります。

残余は、関係大臣から答弁いたさせます。(拍手)

○国務大臣下条進一郎君登壇

○国務大臣下条進一郎君登壇

お示したビジョンに従って最大限の努力を払ってまいります。

残余は、関係大臣から答弁いたさせます。(拍手)

○国務大臣下条進一郎君登壇

お示したビジョンに従って最大限の努力を払ってまいります。

〔国務大臣下条進一郎君登壇〕

三問目になりますので、順次答弁させていただきます。

第一問は、政府は医療保険制度の一元化につい

てどのような見通しを持っているかということです。

今後の本格的な高齢化社会における医療を受けられるようにならなければなりません。

そのためには、医療保険制度の長期的安定を図って、将来にわたりお年寄りと現役世代の間の負担の公平化が大きな課題であると考えております。

給付と負担の公平化については、関係者間で

さまざまな意見があり、これまでも関係審議会で御

審議、御議論をいたしてきたところであります

が、そこでは、「当面は給付と負担の公平に向け

各制度内で所要の調整等の方策を検討し、その

上で、医療保険制度の将来構想について検討を進めるべき」との御意見をいたしているのであります。

また最後に、福祉国家のビジョンと費用負担の考え方を明らかにし、年金、医療、福祉等について

政府は、これらのために、昭和六十三年十月の福

祉ビジョンにおいて、今後の社会保障の基本的な

考え方を明らかにし、年金、医療、福祉等につい

ます。

厚生省といたしましては、これらの御意見を踏

まえ、給付と負担の公平化のための地なしを着

実に進めておりまして、このたびの老人保健

制度の見直しは、その一環として位置づけられる

ものと考えております。この問題につきましては、今回の老人保健制度の見直しの趣旨を見きわ

めつつ、幅広い角度からさらに検討を進めてまい

ります。

また、国民の皆さんの負担については、長期

的にはある程度の上昇は避けられないと考えられ

ますが、第二次行政改革審議会答申の趣旨を踏まえ、その上昇を極力抑制すべく、今後とも、既に示したビジョンに従って最大限の努力を払ってまいります。

お示したビジョンに従って最大限の努力を払ってまいります。

〔国務大臣下条進一郎君登壇〕

三問目になりますので、順次答弁させていただきます。

第一問は、政府は医療保険制度の一元化につい

てどのような見通しを持っているかということです。

今後の本格的な高齢化社会における医療を受けられるようにならなければなりません。

そのためには、医療保険制度の長期的安定を図って、将来にわたりお年寄りと現役世代の間の負担の公平化が大きな課題であると考えております。

給付と負担の公平化については、関係者間で

さまざまな意見があり、これまでも関係審議会で御

審議、御議論をいたしてきたところであります

が、そこでは、「当面は給付と負担の公平に向け

各制度内で所要の調整等の方策を検討し、その

上で、医療保険制度の将来構想について検討を進

めるべき」との御意見をいたしているのであります。

また最後に、福祉国家のビジョンと費用負担の考え方を明らかにし、年金、医療、福祉等について

政府は、これらのために、昭和六十三年十月の福

祉ビジョンにおいて、今後の社会保障の基本的な

考え方を明らかにし、年金、医療、福祉等につい

最後に、住みなれた自宅で療養生活が送れるようにするためには、訪問看護、訪問リハビリテーション等の普及を図り、新しい医療技術の開発促進や保険の適用等を進めていくべきではないか、この考えを聞きたい、」（うらわいとだいじゆくます。

このため、平成二年四月の診療報酬改定において、退院時の指導や訪問診療、訪問看護、訪問リハビリテーション等の評価を行うとともに、今回 の老人保健法の改正案においても老人訪問看護制度を創設いたしまして、在宅の寝たきり老人に対する訪問看護、訪問リハビリテーションの一層の推進を図ることといたしております。

こうした施策とあわせて、老人の心身の特性に応じた在宅医療や看護・介護についての研究開発や在宅医療における診療報酬の評価等を行うことにより、老人が安心して家庭で療養していくける環境づくりを進めてまいる所存でございます。

により、老人が安心して家庭で療養していける環境づくりを進めてまいる所存でございます。
以上でござります。（拍手）

○隊長(櫻内 総雄君) 本日は、これにて散会いた
します。

出席國務大臣

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び
安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並び
に日本国における合衆国軍隊の地位に関する協
定第二十四条についての新たな特別の措置に關
する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締
結について承認を求めるの件

運輸省設置法の一部を改正する法律
簡易生命保険法の一部を改正する法律
産廃地域振興臨時措置法の一部を改正する法律
を奏上した旨の通知書を受領した。

一、去る九日、内閣から、次の報告書及び文書を受領した。

年度林業の動向に関する年次報告
林業基本法第九条第一項の規定に基づく平成三十
年度において講じようとする林業施策について
つづき。

(理事長欠席)
一、去る九日、法務委員会において、次のとおり
理事を補専選任した。

（常任委員辞任及び補欠選任）
日理事辞任につきその補欠

地方行政委員

辭任
遠藤 武彦君
中谷 元君
補欠
高橋 一郎君
石原 伸晃君

(通志書受領)

一、去る九日、參議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した

前の通知書を受領した。

中谷
元君

石原
伸晃君

文教委員

卷五

山原健一郎君

成一君

山原健二郎君

補欠

法務委員	長勢 甚遠君	小川 信君	山内 弘君	中西 啓介君
渡辺	石原 伸晃君	小林 守君	中谷 信一君	
嘉蔵君	高橋 一郎君	須永 微君	渡辺 嘉蔵君	
山内	中西 啓介君	小野 信一君	元君 武彦君	
小野	信一君	小川 守君	長勢 甚遠君	
弘君	弘君	渡辺 嘉蔵君	渡辺 嘉蔵君	
須永	須永	須永 微君	須永 微君	

建設委員

辞任

補欠

高橋 一郎君
野田 実君
鈴木喜久子君
山内 弘君
小川 信君
堀込 征雄君
狩野 勝君
村井 仁君
狩野 勝君
小川 信君
山内 弘君
鈴木喜久子君
野田 実君
野田 実君
高橋 一郎君

北方領土問題の解決促進に関する決議案
中西綾介君外十一名

○号)(參議院送付)
以上七件 商工委員会 付託
(内閣提出第五六号)(參議院送付)

商標法の一部を改正する法律案 (内閣提出第八〇号)(參議院送付)
下水道整備緊急措置法の一部を改正する法律案
(内閣提出第五六号)(參議院送付)

第二百六十二条ノ二中「千円」を「五十万円」に改める。

第二百六十三条中「五十円」を「十万円」に改める。

日本開発銀行法等の一部を改正する法律案

右
日本開発銀行法等の一部を改正する法律案
平成三年二月十一日
内閣総理大臣 海部 俊樹

(日本開発銀行法の一部改正)
日本開発銀行法等の一部を改正する法律

第一条 日本開発銀行法(昭和二十六年法律第百八号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一項第一号中「施設」の下に「若しくは地域の経済社会の基盤の充実に著しく寄与する施設」を加える。

第三十七条の二の見出しを「外貨債券等の発行」に改め、同条第一項中「表示する債券」の下に「又は外国を発行地とする本邦通貨をもつて表示する債券」を加え、「外貨債券」を「外貨債券等」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(政府保証)

第三十七条の三 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかるわらず、予算をもつて定める金額(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号)以下

(北海道東北開発公庫法の一部改正)
第二条 北海道東北開発公庫法(昭和三十一年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第十一項第一項を次のように改める。

この項において「外資受入法」という。)第二条 第二項に規定する予算をもつて定める金額と区別して定めることができ困難であるときは、当該金額と合算して定める金額)の範囲内において、日本開発銀行が前条第一項の規定により発行する外貨債券等に係る債務(外資受入法第二条の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。次項において同じ。)について、保証契約をすることができる。

2 政府は、前項の規定によるほか、日本開発銀行が前条第二項の規定により発行する外貨債券等に係る債務について、保証契約をすることができる。

第三十八条中「左の方法によるの外」を「次の方法によるほか」に、「外貨債券」を「外貨債券等」に改める。

第五十一条第五号中「外貨債券」を「外貨債券等」に改める。

附則第二十項を次のように改める。

20 日本開発銀行は、当分の間、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第三条

第二項に規定する事業を行う者に対し、第十八条第一項第一号の規定により当該事業を要する資金の貸付けを行うときは、国からの無利子の貸付金を財源の一部として、当該資金を貸し付けることができる。

(沖縄振興開発金融公庫法の一部改正)

第三条 沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

附則第五条の二の見出しを「(無利子貸付け等)に改め、同条の次に次の一条を加える。

第五条の三 公庫は、当分の間、日本電信電話

第二項に規定する事業を行う者に対し、第十九条第一項第一号の規定により当該事業を要する資金の貸付けを行うときは、国からの無利子の貸付金を財源の一部として、政令で定めるところにより、当該資金を貸し付けることができる。

(北海道東北開発公庫法の一部改正)

第二条 北海道東北開発公庫法(昭和三十一年法律第九十七号)の一部を次のように改める。

第十一項第一項を次のように改める。

総裁及び副総裁の任期は、四年とし、理事及び監事の任期は、二年とする。

第十一項中「役員」を「総裁、副総裁、理事及び監事」に、同条第三項中「役員が」を「総裁、副総裁、理事及び監事が」に改める。

第三十七条及び第三十八条中「三万円」を「十

万円」に改める。

第三十九条中「一万円」を「五万円」に改める。

附則第九項の見出しを「(無利子貸付け等)に改め、附則第十項を次のように改める。

10 公庫は、当分の間、日本電信電話株式会社の株式の売払収入による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第三条第二項に規定する事業を行う者に対し、第十九条の規定により当該事業に要する資金の融通を行うときは、国からの無利子の貸付金を財源の一部として、当該資金を貸し付けることができる。

附則第十項を次のように改める。

11 公庫は、当分の間、日本電信電話株式会社の株式の売払収入による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)の一部

第四条 日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特

別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)の一部

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰

則の適用については、なお従前の例による。

第四条 日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特

別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)の一部

第三条第一項中「認められるもの」の下に「(次

項において「特定事業」という。)」を加え、「この

項」を「この条」に改め、同条第三項中「第一項」

の下に「又は第二項」を加え、同項を同条第四項

とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、

同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の

一項を加える。

2 国は、当分の間、特定事業に準ずるものと

して政令で定める事業に係る資金について、

日本開発銀行等が行う貸付けに要する資金の

財源の一部に充てるため、日本開発銀行等に

対し、無利子で、必要な資金の貸付けをする

ことができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(北海道東北開発公庫法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に北海道東北開発公庫の理事又は監事である者の任期については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰

則の適用については、なお従前の例による。

第四条 日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特

別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)の一部

第三条第一項中「認められるもの」の下に「(次

項において「特定事業」という。)」を加え、「この

項」を「この条」に改め、同条第三項中「第一項」

の下に「又は第二項」を加え、同項を同条第四項

とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、

同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の

一項を加える。

2 国は、当分の間、特定事業に準ずるものと

して政令で定める事業に係る資金について、

日本開発銀行等が行う貸付けに要する資金の

財源の一部に充てるため、日本開発銀行等に

対し、無利子で、必要な資金の貸付けをする

ことができる。

第六条第一項第三号並びに第七条第一項及び第四項中「第三条第一項」の下に「又は第二項」を加える。

理由

経済社会の進展に即応するため、日本開発銀行等の業務について、社会資本の整備を行う事業で無利子の貸付けの対象となるものに準ずるものに対し、国からの無利子の貸付金を財源の一部として貸付けを行うこととする。

号外 報 告

3 国からの無利子の貸付金を財源の一部とする資金の貸付け

日本開発銀行、北海道東北開発公庫及び沖縄振興開発金融公庫が、社会資本の整備を行う事業で無利子の貸付けの対象となるものに準ずるものに対し、国からの無利子の貸付金を財源の一部として貸付けを行うことができる。

4 その他所要の改正を行うこととする。

二 議案の可決理由

に、日本開発銀行について、地域の経済社会の基盤の充実に著しく寄与する施設の建設又は整備に必要な資金を貸付対象に加え、外国を発行地とする本邦通貨をもって表示する債券を発行できる」ととするほか、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

日本開発銀行等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

本案は、日本開発銀行等の業務について、経済社会の進展に即応する措置を講じようとするものであり、時宜に適する措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

平成三年度日本開発銀行の事業計画において、社会資本の整備を促進するための無利子及び低利子の貸付け等として八百九十億円等が予定されている。

右報告する。

平成三年四月九日

大蔵委員長 平沼 起夫

衆議院議長 櫻内 義雄殿

日本開発銀行法及び沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案

1 地域基盤充実資金の貸付け

本案は、日本開発銀行等の業務について、経済社会の進展に即応する措置を講じようとするものでその内容は、次のとおりである。

日本開発銀行が、地域の経済社会の基盤の充実に著しく寄与する施設の建設又は整備に必要な資金の貸付けを行うことができる」とする。

2 ヨーロッパ債の発行

日本開発銀行が、外国を発行地とする本邦通貨をもって表示する債券を発行することができる」とする。

国民金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案

（国民金融公庫法の一部改正）

第一条 国民金融公庫法（昭和二十四年法律第十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「進学資金」を「教育資金」に、「進学立郵便貯金」を「教育積立郵便貯金」に、「進学立郵便貯金」を「教育積立郵便貯金」に改める。

第十四条第一項を次のように改める。

総裁及び副総裁の任期は、四年とし、理事及び監事の任期は、二年とする。

第十八条第一項中「進学資金」を「教育資金」に改め、同条第三項中「進学資金」を「教育資金」に、「進学」を「教育」、「進学すること」を「おい」て行われる教育」た、「する者」を「受ける者」に、「進学の」を「教育を受け、又は受けさせる」に改める。

第三十二条第三号中「進学資金」を「教育資金」に改める。

（沖縄振興開発金融公庫法の一部改正）

第一条 沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項及び第二項中「進学資金」を「教育資金」に改める。

第二十条第二項中「進学資金」を「教育資金」に、「進学立郵便貯金」を「教育積立郵便貯金」に改める。

国民金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

1 議案の目的及び要旨

本案は、最近における高等学校、大学等において教育を受けるために必要な資金の負担増大の状況にかかるが、国民金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫において進学資金の小口貸付けの業務を拡充し、在学中に必要となる資金を含む教育資金の小口貸付けの業務を行うことができる」ととする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第二十二条第三号中「進学資金」を「教育資金」に改める。

（国民金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書）

1 議案の目的及び要旨

本案は、最近における教育費の負担増大にかかるが、国民金融公庫等における進学資金の小口貸付け業務を拡充しようとするものでその内容は、次のとおりである。

1 国民金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫が、進学時だけでなく、在学中に必要となる資金の貸付けも行うことができる」とする。

第一条の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第一条中国民金融公庫法第十四条第一項の改正規定の施行に国民金融公庫の理事又は監事である者の任期については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

官 報 (号 外)

もの及び当該条約等の加盟国以外の国の非居住者との間でされる技術導入契約の締結等でその國が当該条約等の加盟国であるものとした場合に当該義務がないこととなるものに限る。次項及び第五項において「國の安全等に係る技術導入契約の締結等」という。)に該當しない」だ、「当該技術導入契約の締結等」を「当該届出に係る技術導入契約の締結等」に改め、同項第一号中「当該技術を導入する事業と同種の我が國における事業(関連する事業を含む。)の活動その他」を削り、同項を同条第

管大臣が当該届出を受理した日から起算して三十日を経過する日までは、当該届出に係る技術導入契約の締結等をしてはならない。ただし、大蔵大臣及び事業所管大臣は、その期間の満了前に当該届出に係る技術導入契約の締結等がこの技術の種類その他からみて次項の規定による審査が必要となる技術導入契約の締結等に該当しないと認めるときは、当該期間を短縮することができる。

一項」に改め、同条第「二十六号中「第二十九条第三項」を「第三十条第二項」と、「第三十条第一項又は第三項の規定により延長された場合にあつては、当該延長」を「同条第三項若しくは第六項の規定により延長され、又は同条第四項の規定により短縮された場合には、当該延長され、又は短縮」に改め、同条第二十七号中「第三十条第四項」を「第三十条第七項」に、「第二十七条第五項」を「第二十七条第八項」に改め、同条第二十八号中「第三十条第四項」を「第三十条第七項」と、「第二十七条第七

う。前述された届出に係る対内直接投資等（以下「旧法の規定による届出に係る対内直接投資等」という。）で、施行日前に同条第四項に規定する対内直接投資等を行ってはならない期間（旧法第二十七条第一項又は第三項の規定により当該期間が延長された場合には、当該延長された期間）が満了したものについては、なお従前の例による。

三項とし、同項の次に次の一項を加える。
4 大蔵大臣及び事業所管大臣は、前項の規定により技術導入契約の締結等をしてはならない期間を延長した場合において、同項の規定による審査をした結果、当該延長された期間の満了前に第一項の規定による届出に係る技術導入契約の締結等が国の安全等に係る技術導入契約の締結等に該当しないと認めるときは、当該延長された期間を短縮することができる。

第三十条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

(前二条の適用除外)
第三十一条 前二条の規定は、非居住者の本邦に
ある支店等が独自に開発した技術に係る技術導入契約
入契約の締結等その他政令で定める技術導入契約
約の締結等については、適用しない。

第三十二条から第四十六条まで 削除

第七十条第二十一号中「第二十六条第三項」を
「第二十七条第一項」に、「同条第五項」を「第二十七
七条の二」に改め、同条第二十二号中「第二十六条
第四項」を「第二十七条第一項」に、「第二十七条规定」

項」を「第十七条第十項」に改める。

第七十二条中第十号を第十二号とし、第七号から第九号までを二号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の二号を加える。

七 第二十六条第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者（第二十七条の二の規定により外国投資家とみなされる者を含む。）

八 第二十九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第七十三条中「同条第五項」を「第十七条の二」

た届出に係る技術導入契約の締結等(以下「旧法」の規定による届出に係る技術導入契約の締結等等」という。)で、施行日前に同条第三項に規定する技術導入契約の締結等をしてはならない期間(旧法第三十条第一項又は第三項の規定により当該期間が延長された場合には、当該延長された期間)が満了したものについては、なお従前の例による。

居住者は、非居住者との間で技術導入契約の締結等のうち第三項の規定による審査が必要となる技術導入契約の締結等に該当するおそれがあるものとして政令で定めるものをしようとするときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、当該技術導入契約の締結等について、その契約の条項その他の政令で定める事項を大蔵大臣及び事業所管大臣に届け出なければならぬ。

一項又は第三項の規定により延長された場合においては、当該延長」を「同条第三項若しくは第六項の規定により延長され、又は同条第四項の規定により短縮された場合には、当該延長され、又は短縮」に、「第二十六条第五項」を「第二十七条の二」に改め、同条第一十三号中「第二十七条第五項」を「第二十七条第八項」に、「第二十六条第五項」を「第二十七条の二」に改め、同条第二十四号中「第二十七条第七項」を「第二十七条第十項」に、「第十六条第五項」を「第二十七条の二」に改め、同条第二十五号中「第二十九条第一項」を「第三十条等

に改める。
附 則
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して九月
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。
(経過措置)
第二条 次条第三項に定めるものを除き、この法
律による改正前の外國為替及び外國貿易管理法
(以下「旧法」という。)第二十六条第三項の規定
によりこの法律の施行の日(以下「施行日」とい
う)

届出に係る対内直接投資等で、この法律による改正後の外国為替及び外国貿易管理法(以下「新法」という。)第二十六第三項の規定により報告しなければならない対内直接投資等に該当するものについては、施行日の前日において当該期間が満了したものとみなして、当該届出をした外国投資家は、施行日以後当該対内直接投資等を行うことができる。この場合において、当該届出は、当該対内直接投資等が行われた日ににおいて同項本文の規定によりされた報告とみなす。

平成二年四月十一日 衆議院会議録第二十三号

外国為替及び外國貿易管理法の一部を改正する法律案及び同報告書

一項」に改め、同条第「十六号中「第二十九条第三項」を「第三十条第二項」に、「第三十条第一項又は第三項の規定により延長された場合にあつては、当該延長」を「同条第三項若しくは第六項の規定により延長され、又は同条第四項の規定により短縮された場合にあつては、当該延長され、又は短縮」に改め、同条第「十七号中「第三十条第四項」を「第三十条第七項」に、「第二十七条第五項」を「第二十七条第八項」に改め、同条第二十八号中「第三十条第四項」を「第三十条第七項」に、「第二十七条第七項」を「第二十七条第十項」に改める。

第七十二条中第十号を第十一号とし、第七号から第九号までを二号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の二号を加える。

七 第二十六条第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者（第二十七条の二の規定により外国投資家とみなされる者を含む。）

八 第二十九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第七十三条中「同条第五項」を「第二十七条の二」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を越えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

第二条 次条第三項に定めるものを除き、この法律による改正前の外国為替及び外國貿易管理法（以下「旧法」という。）第二十六条第三項の規定によりこの法律の施行の日（以下「施行日」とい

う。)前にされた届出に係る対内直接投資等(以下「旧法の規定による届出に係る対内直接投資等」という。)で、施行日前に同条第四項に規定する対内直接投資等を行つてはならない期間(旧法第二十七条第一項又は第三項の規定により当該期間が延長された場合には、当該延長された期間)が満了したものについては、なお従前の例による。

附則第四条第四項に定めるものを除き、旧法第二十九条第一項の規定により施行日前にされた届出に係る技術導入契約の締結等(以下「旧法の規定による届出に係る技術導入契約の締結等」という。)で、施行日前に同条第三項に規定する技術導入契約の締結等をしてはならない期間(旧法第三十条第一項又は第三項の規定により当該期間が延長された場合には、当該延長された期間)が満了したものについては、なお従前の例による。

第三条 この法律の施行の際現に旧法第二十六条第四項に規定する対内直接投資等を行つてはならない期間が満了していない旧法の規定による届出に係る対内直接投資等で、この法律による改正後の外国為替及び外国貿易管理条例法(以下「新法」という。)第二十六条第三項の規定により報告しなければならない対内直接投資等に該当するものについては、施行日の前日において当該期間が満了したものとみなして、当該届出をした外国投資家は、施行日以後当該対内直接投資等に該当するものを行うことができる。この場合において、当該届出は、当該対内直接投資等が行われた日ににおいて同項本文の規定によりされた報告とみなす。

官 報 (号 外)

2 次項に定めるものを除き、この法律の施行の際現に旧法第二十六条第四項に規定する対内直接投資等を行つてはならない期間が満了していない旧法の規定による届出に係る対内直接投資等で新法第二十七条第一項の規定により届け出なければならない対内直接投資等に該当するものについては当該届出がされた日において同項の規定による届出がされたものと、旧法第二十七条第一項又は第三項の規定により対内直接投資等を行つてはならない期間が延長された旧法の規定による届出に係る対内直接投資等での法律の施行の際現にその期間が満了していないものについては当該届出がされた日において新法第二十七条第一項の規定による届出がされ、同条第三項又は第六項の規定により対内直接投資等を行つてはならない期間が延長されたものとみなして、新法の規定を適用する。

施行日前にされた旧法第二十七条第二項の規定による勧告、同条第四項の規定による通知又は同条第七項の規定による命令に係る対内直接投資等については、なお從前の例による。

第四条 この法律の施行の際現に旧法第二十九条第三項に規定する技術導入契約の締結等をしてはならない期間が満了していない旧法の規定による届出に係る技術導入契約の締結等（居住者が届け出たものに限る。次項において同じ。）で、新法第二十九条の規定により報告しなければならない技術導入契約の締結等に該当するものについては、施行日の前日において当該期間が満了したものとみなして、当該届出をした居住者は、施行日以後当該技術導入契約の締結等をすることができる。この場合において、当該

2 第四項に定めるものを除き、この法律の施行の際現に旧法第二十九条第三項に規定する技術導入契約の締結等をしてはならない期間が満了していない旧法の規定による届出に係る技術導入契約の締結等で新法第三十条第一項の規定により届け出なければならない技術導入契約の締結等に該当するものについては当該届出がされた日において同項の規定による届出がされたものと、旧法第三十条第一項又は第三項の規定により技術導入契約の締結等をしてはならない期間が延長された旧法の規定による届出に係る技術導入契約の締結等でこの法律の施行の際現にその期間が満了していないものについては当該届出がされた日において新法第三十条第一項の規定により技術導入契約の締結等をしてはならない期間が延長されたものとみなして、新法の規定により届出がされ、同条第三項又は第六項の規定により技術導入契約の締結等をしてはならない期間が延長された場合には、当該延長された期間の規定を適用する。

3 次項に定めるものを除き、この法律の施行の際現に旧法第二十九条第三項に規定する技術導入契約の締結等をしてはならない期間（旧法第三十条第一項又は第三項の規定により当該期間が延長された場合には、当該延長された期間）が満了していない旧法の規定による届出に係る技術導入契約の締結等（非居住者が届け出たものに限る。）については、施行日の前日において当該期間が満了したものとみなして、当該届出をした非居住者は、施行日以後当該技術導入契約等がされた日において同条本文の規定によりされた報告とみなす。

4 施行日前にされた旧法第三十条第二項の規定による勧告、同条第四項において準用する旧法第二十七条第四項の規定による通知又は旧法第三十条第四項において準用する旧法第二十七条第七項の規定による命令に係る技術導入契約の締結等については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる取引又は行為に係るこの法律の施行後にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

(旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令の一部改正)

第六条 旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令(昭和二十四年政令第二百九十一号)の一部を次のようない改訂する。

第二十八条の九第五項中「第二十六条第三項」の下に「及び第二十七条第一項」を加え、「同条第一項」を「同法第二十六条第一項」に改める。

理由

最近における国際経済情勢にかんがみ、国際的な資本交流の一層の円滑化を図る等の觀点から、対内直接投資等及び技術導入契約の締結等に関する外国為替及び外貨貿易管理法上の手続をより開放的で、かつ、透明なものとするため、現行の事前届出制を原則として事後報告制に改めるとともに、事前届出に係る取扱いの基準について明確化約の締結等をできることがある。

理

4 施行日前にされた旧法第三十条第二項の規定による勧告、同条第四項において準用する旧法第二十七条第四項の規定による通知又は旧法第三十条第四項において準用する旧法第二十七条第七項の規定による命令に係る技術導入契約の締結等については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる取引又は行為に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令の一部改正)

第六条 旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令(昭和二十四年政令第二百九十一号)の一部を次のようない改訂する。

第二十八条の九第五項中「第二十六条第三項」の下に「及び第二十七条第一項」を加え、「同条第一項」を「同法第二十六条第一項」に改める。

理由

最近における国際経済情勢にかんがみ、国際的な資本交流の一層の円滑化を図る等の觀点から、対内直接投資等及び技術導入契約の締結等に関する外国為替及び外国貿易管理法上の手続をより開放的で、かつ、透明なものとするため、現行の事前届出制を原則として事後報告制に改めるとともに、事前届出に係る取扱いの基準について明確化約の締結等をることができる。

する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

当該延長された期間を短縮できることとす
る。

2

技術導入契約の締結等

(1) 現行の事前届出制を改め、居住者は、非
居住者との間で技術導入契約の締結等をし
たときは、大蔵大臣及び事業所管大臣に報
告しなければならないこととし、国の安全
等に係る技術導入契約の締結等に該当しな
いかどうか審査が必要となるおそれのある
ものについてのみ事前届出制とする。

(2) 非居住者及び居住者双方に対しても届出義
務が課されている現行の規定を改め、居住
者に対するのみ報告又は届出の義務を課す
ることとする。

(3) 事前届出に係る取扱いの基準について、
技術導入契約の締結等を広範に制限し得る
現行の規定を改め、多數国間条約等において
技術導入契約の締結等に関する制限の除
去の義務がないものについてのみ制限し得
ることを明示する。

四 大蔵大臣及び事業所管大臣は、技術導入

契約の締結等を行ってはならない期間を延
長した場合において、延長された期間の満
了前に当該技術導入契約の締結等が国の安
全等に係る技術導入契約の締結等に該当し
ないと認めるときは、当該延長された期間
を短縮できることとする。

3

施行期日等

(1) この法律は、公布の日から起算して九月
を超えない範囲内において政令で定める日
から施行することとする。

(2) 経過措置その他所要の規定の整備を図る

こととする。

二

議案の可決理由

本案は、対内直接投資等及び技術導入契約の
締結等に関する外国為替及び外貨貿易管理法上
の手続について、現行の事前届出制を原則とし
て事後報告制に改める等所要の措置を講ずるも
のであり、国際的な資本交流の一層の円滑化を
図る等の観点から適切妥当なものと認め、可決
すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成三年四月九日

大蔵委員長 平沼 越夫

衆議院議長 櫻内 義雄殿

生産緑地法の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。

平成三年二月二十五日

内閣総理大臣 海部 優樹

(国及び地方公共団体の責務)

第二条の二 国及び地方公共団体は、公園、緑地
その他の公共空地の整備の現況及び将来の見通
しを勘査して、都市における農地等の適正な保
全を図ることにより良好な都市環境の形成に資
するよう努めなければならない。

第三条の見出し中「第一種生産緑地地区」を「生
産緑地地区」に改め、同条第一項各号別記以外の
部分を次のように改める。

市街化区域都市計画法(昭和四十三年法律第
百零一)第七条第一項の規定による市街化区域を
いう。内にある農地等で、次に掲げる条件に該
当する一団のものの区域については、都市計画
に生産緑地地区を定めることができる。

第三条第一項第一号中「防止」の下に「農林漁業
と調和した都市環境の保全」を加え、同項第一号
を次のように改める。

二 五百平方メートル以上の規模の区域である
こと。

四 大蔵大臣及び事業所管大臣は、技術導入

契約の締結等を行ってはならない期間を延
長した場合において、延長された期間の満
了前に当該技術導入契約の締結等が国の安
全等に係る技術導入契約の締結等に該当し
ないと認めるときは、当該延長された期間
を短縮できることとする。

五 施設

第三条第二項中「第一種生産緑地地区」に係る
都市計画の案については、当該第一種生産緑地地
区の農地等を「生産緑地地区に係る都市計画
の案」に改める。

第一項中「第一種生産緑地地区に係る都市計
画」を「第一種生産緑地地区」に改め、「第一種
生産緑地地区に係る都市計画」を「第一種
生産緑地地区」に改める。

六 施設

第三条第二項中「第一種生産緑地地区に係る場合にあ
つては十年、第一種生産緑地地区に係る場合にあ
つては五年」を「三十年」に改め、「従事者」の下に
「(当該生産緑地に係る農林漁業の業務に、当該業
務につき建設省令で定めるところにより算定した
割合以上従事している者を含む。)」を加える。

七 施設

第三条(見出しを含む。)中「第一種生産緑地地
区に係る」を削る。

八 施設

第三条(見出しを含む。)中「第一種生産緑地地
区に係る」を削る。

して指定された農地等にあつては、当該農地等に
対応する(従前の土地)に改め、同条第三項中「第
一種生産緑地地区」を「生産緑地地区」に改める。

第四条及び第五条 削除
第四条及び第五条を次のよう改める。

第七条に次の二項を加える。

2 生産緑地について使用又は収益をする権利を
有する者は、市町村長に對し、当該生産緑地を農
地等として管理するため必要な助言、土地の交
換のあつせんその他の援助を求めることが可
能である。

第六条第一項中「第一種生産緑地地区又は第一
種生産緑地地区(以下「生産緑地地区」と総称す
る。)」を「生産緑地地区」に改める。

第七条に次の二項を加える。

2 生産緑地について使用又は収益をする権利を
有する者は、市町村長に對し、当該生産緑地を農
地等として管理するため必要な助言、土地の交
換のあつせんその他の援助を求めることが可
能である。

第八条第二項に次の二号を加える。

四 農林漁業に從事する者の休憩施設

五 前各号に掲げるもののほか、政令で定める
施設

第十一条中「第一種生産緑地地区に係る場合にあ
つては十年、第一種生産緑地地区に係る場合にあ
つては五年」を「三十年」に改め、「従事者」の下に
「(当該生産緑地に係る農林漁業の業務に、当該業
務につき建設省令で定めるところにより算定した
割合以上従事している者を含む。)」を加える。

第十三条(見出しを含む。)中「第一種生産緑地地
区に係る」を削る。

第十四条中「第一種生産緑地地区に係る生産緑
地にあつては三月以内に、第二種生産緑地地区に
係る生産緑地にあつては二月以内に、」を「三月以
内に」に改める。

第十七条の次に次の二条を加える。

を除く。)内の土地で政令で定める区域内にあるものについて、当該土地を生産緑地法(昭和四十九年法律第六十八号)第七条第二項の規定による所有者の求めに応じて市町村長の行う土地の交換(同法第二条第一号に規定する農地等の交換に限る。)のあつせんによって取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成六年三月三十一日までに行われたときに限り、交換によつて失つた土地の固定資産課税台帳に登録された価格(交換)によつて失つた土地の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合には、政令で定めるところにより、道府県知事が第三百八十八条第一項の固定資産評価基準によつて決定した価格)に相当する額を価格から控除するものとする。

理由

市街化区域内において適正に管理されている農地等の計画的な保全を図ることにより良好な都市環境の形成に資するため、第一種生産緑地地区に関する都市計画及び第二種生産緑地地区に関する都市計画を統合する等の必要がある。これが、市街化区域内において適正に管理されている農地等の計画的な保全を図ることにより良好な都市環境の形成に資するため、第一種生産緑地地区に関する都市計画及び第二種生産緑地地区に関する都市計画を統合する等の必要がある。これが、

を除く。)内の土地で政令で定める区域内にあるものについて、当該土地を生産緑地法(昭和四十九年法律第六十八号)第七条第二項の規定による所有者の求めに応じて市町村長の行う土地の交換(同法第二条第一号に規定する農地等の交換に限る。)のあつせんによって取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成六年三月三十一日までに行われたときに限り、交換によつて失つた土地の固定資産課税台帳に登録された価格(交換)によつて失つた土地の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合には、政令で定めるところにより、道府県知事が第三百八十八条第一項の固定資産評価基準によつて決定した価格)に相当する額を価格から控除するものとする。

生産緑地法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

本案は、市街化区域内において適正に管理されている農地等の計画的な保全を図ることにより農林漁業と調和した良好な都市環境を保全するため、所要の改正を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 1 国及び地方公共団体は、農地等の持つ緑地機能を積極的に評価して都市における農地等の適正な保全を図るよう努めるものとする。
- 2 第一種生産緑地地区に関する都市計画及び第二種生産緑地地区に関する都市計画を定める際の要件の例示に農林漁業と調和した都市環境の保全を明記し、面積要件を五百平方メートル以上に引き下げるとともに、第二種生産緑地地区に関する都市計画及び第一種生産緑地地区に関する都市計画を廃止し、第一種生産緑地地区に関する都市計画及び第二種生産緑地地区に関する都市計画を統合するものとする。

- 3 生産緑地の所有者等は、市町村長に対し、生産緑地を適正に管理するため必要な助言、土地の交換のあつせん等の援助を求めることができるものとする。
- 4 生産緑地地区において市町村長の許可対象となる施設に農林漁業に從事する者の休憩施設等を加えるものとする。
- 5 生産緑地の買取り申出ができる期間の開始時期を指定後三十年に延長するとともに、生産緑地に係る農林漁業に一定割合以上従事している者の死亡等の場合にも買取りの申出ができるものとする。

6 市町村長は、生産緑地の所有者等からの求めに応じて適正管理のための援助を行う場合及び生産緑地の取得のあつせんを行いう場合には、農業委員会に協力を求めることができるものとする。

7 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

二 議案の可決理由

本案は、市街化区域内農地について宅地化するものと保全するものを区分するにあたり、その保全すべき農地を都市計画上明確にするため必要な措置であると認め、可決すべきものと議決した次第である。

本案に対しては、日本共産党の辻第一君より、生産緑地地区に関する都市計画を定める際の面積要件を三百平方メートル以上とし、生産緑地の買取りの申出ができる開始期間を生産緑地地区に関する都市計画の告示の日から起算して十年を経過したときとする内容とする修正案が提出されたが、少数をもつて否決された。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成三年四月九日

建設委員長 桜井 新

衆議院議長 櫻内 義雄殿

〔別紙〕

生産緑地法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一 生産緑地地区の指定要件の適用にあたっては、市街化区域内農地の実情や地域の特性を十分に勘案すること。

二 生産緑地地区の指定にあたっては、生産緑地制度改正の趣旨の徹底を図り、農業に従事している者の意向を十分に尊重するとともに、農業委員会等の関係部局や農業協同組合等との十分な協力の下に行うこと。

三 市街化区域内農地の課税について、農地所有者等が不利益をこうむることのないよう十分に配慮し、早期の指定に努めること。

四 国は、地方公共団体の生産緑地指定事務が円滑に行われるよう、情報やノウハウの提供、財政的支援措置などをとるよう努めること。

五 国及び地方公共団体は、生産緑地の所有者からの買取りの申出に円滑に応じることができるように、必要な財政上の措置を講じること。

六 生産緑地に指定されなかつた市街化区域内農地については、無秩序な開発が行われないよう、農地所有者等による優良な賃貸住宅建設など自主的、計画的な土地利用について、金融、税制、都市基盤整備などの支援を行うこと。

官 報 (号外)

平成三年四月十一日 衆議院会議録第一二三号

明治二十九年三月三十日
第三種郵便物認可

発行所

虎ノ門二丁目二番四号
〒105 東京都港区
大蔵省印刷局

電話
03 (3587) 4302

定額
(税)
本号一部
三円
三冊を含む